従業員各位

**個人番号の提供について**

この度、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（マイナンバー法）の施行により、行政機関等に提出する源泉徴収票や社会保険関係の書類等に、従業員、配偶者及び扶養親族等の個人番号（マイナンバー）を記載することが義務づけられるとともに、事業者が個人番号の提供を受ける際には、本人確認を行うことも義務づけられました。

そのため、従業員各位は、自身の個人番号と、控除対象配偶者・扶養親族の個人番号を「扶養控除等（異動）申告書」[又は「マイナンバー台帳」] に記載して所属長に提供してください。

その際、本人確認のため、別紙に記載した従業員各位の①番号確認の書類［、及び②身元（実在）確認の書類］を所属長に提示してください。

なお、配偶者・扶養親族の個人番号については、従業員各位が、下記のとおり必ず本人確認（①番号確認、及び②身元 （実在）確認）を行ってください。

記

①番号確認：別紙の「①番号確認の書類」で確認してください。

正しい個人番号を会社に提供するよう、確実に番号確認を行うようお願いいたします。

②身元（実在）確認：知覚する（見る）こと等により本人であることが明らかである場合には省略して構いません。知覚すること等ができない場合には別紙「②身元（実在）確認の書類」で確認してください。

以上

以上の個人番号は、行政機関等に提出する書類に記載することが義務づけられていますので、必ず提供するようにしてください。

なお、今後、個人番号が変更された場合には、速やかに○○に知らせるようにしてください。

【個人番号の利用目的】

当社は、当社の従業員（役員等を含む）から収集した、従業員、その配偶者および扶養親族等の個人番号を、下記の目的で利用します。

この利用目的は、従業員各位が、個人番号を当社に提供することになる配偶者・扶養親族等に伝えてください。

［源泉徴収票作成事務、健康保険・厚生年金保険届出事務等］

（別紙）

**①番号確認の書類**

以下の書類のうち、いずれか1つ

|  |
| --- |
| □個人番号カード（表面および裏面）、□通知カード、□住民票の写しまたは住民票記載事項証明書（ただし、個人番号が記載されているものに限ります。） |

**②身元（実在）確認の書類**

以下の書類のうち、いずれか1つ。 ただし、番号を確認するための書類として個人番号カード（表面および裏面）を提示する場合は、以下の書類は不要です。

|  |  |
| --- | --- |
| □運転免許証、□運転経歴証明書（ただし、交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限ります。）、□パスポート、□身体障害者手帳、□精神障害者保健福祉手帳、□療育手帳、□在留カード、□特別永住者証明書 |  |
| □写真付き学生証、□写真付き身分証明書、□写真付き社員証、□写真付き資格証明書（船員手帳、海技免状、狩猟・空気銃所持許可証、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、検定合格証（警備員に関する検定の合格証）等） | 氏名、および生年月日または住所（以下「個人識別事項」といいます）が記載されているもので、提出時において有効なものに限ります。 |
| □税理士証票 | 提出時において有効なものに限ります。 |
| □戦傷病者手帳 | 提出時において有効なものに限ります。 |

上記書類の提出が困難な場合は、以下の書類のうち、2つ以上の書類。

ただし、番号を確認するための書類として個人番号カード（表面および裏面）を提示する場合は、以下の書類は不要です。

|  |  |
| --- | --- |
| □国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、□健康保険日雇特例被保険者手帳、□国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、□私立学校教職員共済制度の加入者証、□国民年金手帳、□児童扶養手当証書、□特別児童扶養手当証書 |  |
| □学生証（写真なし）、□身分証明書（写真なし）、□社員証（写真なし）、□資格証明書（写真なし）（生活保護受給者証、恩給等の証書等） | 個人識別事項が記載されているもので、提出時において有効なものに限ります。 |
| □国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書、□納税証明書 | 領収日付の押印または発行年月日、および個人識別事項が記載されているもので、提出時において領収日付または発行年月日が6か月以内のものに限ります。 |
| □印鑑登録証明書、□戸籍の附票の写し（謄本若しくは抄本も可）、□住民票の写し、□住民票記録事項証明書、□母子健康手帳 | 個人識別事項が記載されているもので、提出時において有効なものまたは発行もしくは発給された日から6か月以内のものに限ります。 |
| □源泉徴収票（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票、□公的年金等の源泉徴収票）、□支払通知書（配当等とみなす金額に関する支払通知書、オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書、上場株式配当等の支払通知書）、□特定口座年間取引報告書 | 個人識別事項が記載されているものに限ります。 |